

令和2年5月22日

保護者の皆さまへ

尼崎市 長

兵庫県の休業要請の見直し等に伴う保育施設（事業所）の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、国の緊急事態宣言解除に伴い、兵庫県の休業要請が大幅に縮小されたことから、本市の対応につきましては、次のとおり変更させていただきます。

1 保育施設（事業所）の開所について

兵庫県の休業要請に基づく限定保育については終了します。

保育施設（事業所）につきましては、園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を厳重に徹底したうえで開所します。

なお、休業要請の対象となっている施設に勤務している保護者の子どもについては、引き続き、在宅での保育をお願いします。（休業要請の対象施設は裏面「休業要請を行う施設」をご覧ください。）

※保育申出書の提出は不要です。

2 在宅保育のお願いについて

保育施設は濃厚接触の場となるため、可能な限り在宅での保育を行っていただきますようお願い致します（原則テレワークを含む）。

3 実施期間について

令和2年5月23日（土）から

※各施設において準備期間を設定する場合がございます。ご了承ください。

4 保育料等について

これまでどおり、新型コロナウイルス感染防止のため、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き、日割り計算等による軽減措置を実施致します。（6月30日（火）までの間について。7月以降は未定。）

5 その他

在宅保育中の支援について、兵庫県の方針に基づき、ご利用の保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児・健康相談等をさせていただきます。

以 上

<休業要請を行う施設>

施設の種類	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設	スポーツジム

(参考)

帰国者・接触者相談センターへの相談の目安

(尼崎市帰国者・接触者相談センター 【電話番号】06-4869-3015)

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、妊婦、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）がある方、
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

※この目安は、相談・受診の目安です。検査については、従来どおり医師が個別に判断します。